

# 第10回 学校規模適正化

## 一宮北地区協議会

# 会 議 録

(要点筆記)

と き 平成27年8月5日(水) 午後7時30分

と ころ センター三方

## 【会議の概要】

### 1. 開会

### 2. あいさつ

### 3. 協議事項

- 協議第11号 遠距離通学対策について

### 4. 報告事項

- 校歌の制作状況について
- 専門部会活動について
- 学校施設・設備について

### 5. その他

### 6. 閉会

## 1. 開会

19時30分開会

(事務局) 定刻となりましたので、ただいまより第10回学校規模適正化 一宮北地区協議会を始めさせていただきます。

## 2. あいさつ

(会長あいさつ)

## 3. 会議成立宣言

(議長) 議事に入ります前にこの会議の成立を報告いたします。本日の出席者は32名であります。協議会規則第6条第2項の規定によりまして、会議

は委員の半数以上の出席をもって成立することとなっております。よって定足数を満たしており、この会議が成立していることをご報告します。

次に、規則第 6 条第 4 項の規定によりまして、市関係部局職員の協議会への出席を求めましたので報告します。これより協議事項に入ります。

## 4. 協議事項

### (1) 協議第 11 号 遠距離通学対策について

(議長) 協議第 11 号の議題提案にあたり、総務部会部会長から、遠距離通学対策について、部会協議の結果を報告願います。続いて、事務局より、協議第 11 号の提案説明をお願いします。

(総務部会長) 遠距離通学対策について、部会協議の経過と結果について報告する。6 月 16 日、教職員部会を開催し、次の 3 つの視点に立って原案を作成した。一つ目は、新小学校職員の立場として遠距離対策の協議を行うこと、二つ目は、児童の安全を第一に検討を行うこと、三つ目は、中学校職員も部会員の構成員であるが小学校児童の遠距離対策について検討するとして原案づくりの協議を行った。

遠距離通学対策についての原案は、国道 429 号、主要地方道養父宍粟線沿いを中心としたスクールバス運行を基本とし、その対象地区は、市の距離基準 4km 以上の地区を対象としながらも、市の基準距離に達しなくても、道路状況、地形等総合的に判断して、遠距離対策が必要な対象地区を検討した。また、対策を講じない地区でも、より安全な通学を保证するための安全対策をとっていただくよう関係機関に要望するというを基本にして、教職員部会としての原案を作成した。

そして、6 月 30 日、地区委員による総務部会を開催し、教職員部会作成の原案を確認いただき、再度、検討協議を行った。検討にあたっては、児童の安全を第一とすることを基本とし、また、今の小学校区を単位として検討するのではなく、地域ごとに検討をいただいた。その上で遠距離通学対策は、市の距離基準 4km を基本に、国道 429 号、主要地方道養父宍粟線沿いを中心としてスクールバスの運行によるものとし、その対象地域は、市距離基準を超える倉床、横山、黒原、井内、上岸田の一部、千町、草木、西公文の小原・溝谷、河原田の阿舍利、福知の

一部、西深の一部、生栖、深河谷、楽里については対策を講じる必要があるとした。そして、市の距離基準には達しないが、児童の安全を確保するため、上岸田の一部、百千家満、福知の一部、西深の一部について対策を講じる必要があるとした。

また、総務部会における協議は、平成 28 年 4 月の一宮北小学校発足時の遠距離通学対策とし、それ以降の遠距離通学対策は、将来の道路状況の整備状況や、児童数の変化もあるので、年度ごとに見直す必要もあると付記した。また、徒歩通学の地域であっても児童が安全に通学するために、グリーンゾーン等の整備も安全対策も含めて安全対策を講じるように、道路管理者に求めることを確認した。以上、総務部会での検討結果です。

(議長) 続いて事務局から提案説明をお願いします。

(事務局) 協議第 11 号の朗読と説明をさせていただきます。

#### 協議第 11 号

遠距離通学対策について

遠距離通学対策について提出する。

平成 27 年 8 月 5 日提出

学校規模適正化 一宮北地区協議会  
会 長

平成 28 年 4 月 1 日開校の学校に通学する児童の遠距離通学対策は次のとおりとする。

1. 校区における遠距離通学対策は、原則としてスクールバスの運行とする。
2. 遠距離通学区域の対象地区は、原則として楽里、深河谷、生栖、西深、福知、西公文《小原、溝谷とする》、河原田《阿舎利とする》、千町、草木、黒原、井内、倉床、横山、上岸田、百千家満とする。

ただし、児童の通学距離が 4 km 未満の遠距離通学区域の対象地区においては、道路拡張等により、安全な歩道幅が確保された場合は、その通学にかかる状況に応じて、見直すものとする。

3. スクールバスの乗降車場所等は学校・保護者の協議により決定する。なお、児童の状況に応じて年度ごとに見直すものとする。

【提出理由】

新たに開校する学校の児童の通学距離が、4km を超える児童については、遠距離通学対策を実施し、通学にかかる負担を軽減しようとするもの。また、4km 以内であっても、その地勢、道路状況等を理由として、遠距離通学対策を実施し、通学にかかる負担を軽減しようとするもの。

(事務局) 協議提案の一つ目は、校区における遠距離通学対策は、原則としてスクールバスの運行としています。

協議提案の二つ目は、対象地区は総務部会による部会報告も含め、7月16日の正副会長会でも協議提案内容を確認いただくなか、対象とする地区を提案させていただいている。また、通学距離が4km未満の遠距離通学区域の対象地区においては、道路拡張等により、安全な歩道幅が確保された場合は、その通学にかかる状況に応じて、見直すものとしている。市の遠距離通学対策基準としている4kmは、国の法律等により、小学校の適正な学校規模について学級数や通学距離について原則を定めたものがあり、通学距離について4km以内を原則とするということがあり、これをもって、市の遠距離通学対策についての判断の基準としている。ただし、児童の安全な通学確保のため、道路整備の状況、通学路沿いに民家が無い区間が長くある場合、急峻な地形など、様々な要因を加味しながら、通学距離が4km未満であっても遠距離対策が必要な地域は、その対策を講じるという基準も持っている。このような市の考えも総務部会で説明して協議いただき、遠距離通学対策の対象とする地区について協議いただき、本日の協議提案となっている。

協議提案の三つ目は、資料3のスクールバスの乗降場所については、協議会決定事項では無く、学校と保護者の協議により決定いただきたい事項と思っている。その理由は、毎年の子供在籍状況により、居住地も少しずつ変わってくるものであり、年度ごとに見直すものとして、協議提案事項にも記載させていただいている。

また、小中学校への通学路上の危険箇所については、その対策を検討するため、道

路管理者や公安委員会や学校や市等の関係機関で構成した宍粟市通学路交通安全推進協議会があるが、今年6月開催の会議でも、28年4月開校の一宮北小学校の通学路の安全対策について、グリーンゾーンの設置も含めて可能な限り対応していくことを確認いただいております。一宮北小学校の通学路の安全対策については、小学校とも相談しながら安全対策が必要な個所について市からも関係機関へ要請してきたいと考えています。また、県道の歩道整備、道路整備についても予算の都合もあるが早期に対応していただけるよう、市から国県へ併せてお願いしていることを申し添えて説明とさせていただきます。以上です。

（議長）遠距離通学対策について質疑をお受けします。

（委員）国の基準でいう小学校通学距離4kmというのは、施設整備を国庫補助で実施する時の基準であり、市スクールバス運行基準をそれに合わせるというのは、違うのではないかと思いますし、通学距離が4km以内であっても、スクールバス運行を不可とする基準も無いとも思う。市でスクールバス運行基準として4kmがあるとの説明だったと思うが、それは要綱や規定で定められて一般に公表されているのかということもお聞きしたい。

（事務局）国の政令のなかに、通学距離が4km未満の場合のスクールバスの運行を不可としていないことは市としても理解している。ただ市として、4km以上の通学を遠距離通学対策の検討の基準としているのは、要綱や規定による整理では無く、国の法律や政令等を鑑みて政策決定を行い、4kmという基準としている。

（議長）国の法令等によって、市の遠距離通学対策の基準を作ったと理解して良いですか。

（事務局）そうです。

（委員）本日の協議資料の事前配布後、小学校区内でスクールバスの運行対象となっていない地区があることが分かった。市の学校規模適正化計画の説明会も平成21年度から実施されたが、通学に係るスクールバス運行対象地区についての説明は今まで無かった。保護者としては校区も新たなものとなり、バス運行の対象地区になるものと思っていたのに、適正化実施を直前にして、急にこの地区は徒歩通学地区と言われても大きな戸惑いがある。近年は、スクールバスは通学距離だけでなく安全確保のため運行される地域も多いと思うし、また、通学距離4km未満でスクールバス運行の対象地区において、歩道等が整備された時に、将来の児童数減少も心配される中、低学年

だけで登下校せざるをえない状況があるなか、それが、たとえ歩道整備済みの状況であっても、安全な通学が確保されているといえるのか大いに心配がある。

小学校PTAとして、資料の配布後、協議原案ではバス運行対象でない地区の保護者とも協議してきた。その協議の内容、要望等を報告するのでお聞きいただきたい。

(議長) 協議が収まっていく前に、小学校PTAから要望を述べてもらってもよろしいか。(事務局 はい) それでは、要望を述べていただいた後、先ほどの委員意見に込められた思いも含めて、事務局から回答をお願いします。

(委員) バス運行の対象となっていない地区の保護者から、協議原案通りに徒歩通学となった場合は、大いに心配することが二つあるので報告と要望をさせていただきたいと思います。一つは、自治会の北にある横断歩道は、横断歩道利用者にとって、北上して接近する車が見にくいため、横断歩道利用時の危険度を下げように取り組んでいただきたい。現在、中学校生徒通学の横断時も危険な状況であり、より交通弱者といえる小学生の登下校においてはさらに危険な状態であり小学校の保護者として大いに心配であることから、具体的対策として、カーブミラーの設置や、横断歩道がよく目立つ啓発看板の設置を要望します。また、二つ目は、29年度になると、協議原案ではバス運行対象でない地区の児童は、4年生2名が最上級生となり他の児童は低学年児童となるが、4年生が徒歩による登下校の引率時、安全面での不安が大きいので、協議第11号中の提案文言3の欄に、年度ごとにバス通学の対象地区を見直すことができるように文言を加えていただきたい、また、児童数や学年別児童数によっても対象地区を見直すことができるように文言を加えていただきたいことを要望します。以上です。

(議長) PTAの要望の内容から判断すると、28年度は、協議原案ではバス運行対象でない自治会の児童は、徒歩通学することを了承したうえで、要望されていると思って良いですか。

(委員) 現在の小学校区全ての児童をスクールバス対象としてもらいたいと思っている。しかし、総務部会検討時に部会員の方にその思いも伝えて部会協議をお願いもしたが、結果的に、部会協議結果及び事前配布資料による協議提案では、全ての地区はスクールバスの対象にならなかった。資料受領後に対象とならなかった地区で話し合いを行い、地元からは徒歩通学を了承するならば安全確保対策が必要であり、また協議文言の修正要望となったので、先ほど説明させていただきました。

(議長) 遠距離通学対策の協議提案を了承するための条件の要望ならば、他地区の状況や要望もあるかもしれないし難しい問題も含んでいる。

通学方法について、通学距離 4km 未満であるがバス通学の対象となっているところもあり、それらを含めて事務局から説明をお願いします。

(事務局) 遠距離通学対策の部会協議では、校区を単位として検討するのではなく、各地区で考えることを基本とされた。よって、下三方、三方、繁盛の検討にあたり、校区単位ではなくて各地区でもって検討判断いただきました。下三方では一部地区が通学距離が 4km 未満ということで徒歩通学となり、また同じく三方ではすべての地区が徒歩通学となった。一宮北小学校区では、地区ごとに判断していく必要があり、部会検討でもそうしていただいたと思っています。繁盛では一部地区では、繁盛小よりも一宮北小学校のほうが、通学距離は短くはなるものの、周知のとおり、地区内の道幅は大変狭く歩道も未整備で、かつ、自動車通行量も一定ありスピード超過の心配もある。また、通行する大型車両が側溝に落ちかけたというような道路状況を考えるなか、遠距離通学対策が必要と判断した経緯があると思う。

先ほど委員からご指摘の横断歩道は、カーブで児童の姿が見えにくいところでもあり、カーブミラーの設置や児童横断中の啓発看板の設置について、道路管理者に教育委員会から要望したいと思っている。

学年ごとの児童数の変化、低学年のみ下校時等を心配するご意見は、協議提案中の「スクールバスの乗降場所等は学校・保護者の協議により決定する。なお、児童の状況に応じて年度ごとに見直すものとする。」にその意は含みを持たせているとご理解をお願いします。児童の安全な登下校は、学校長とも相談して進めていく必要があると事務局でも認識しています。

(委員) ありがとうございます。

(委員) 国の政令で中学校は通学距離を 6km と示しているとのことであったが、中学生は自転車で通学していることから、これは徒歩通学の基準ではないと思っています。あくまでも学校施設整備にあたっての学校施設の距離を決めているものと思います。ただ、市でも、遠距離通学対策についてどこかの線で一定の基準も必要とは思いますが、先ほどの事務局説明では、現提案の文言中に児童数の変化の含みを持たせているということでした。しかし、小学校 P T A が安心するためには、今後の児童数の減少や変化も大いに気になる場所であり、次の世代の保護者が安心して学校に就学でき



るよう、将来のことも含めて具体的に説明できる整理をお願いしたい。市の距離基準未満でも通学バスの利用検討が可能であることを例でもって説明してほしい。今の時点でバスを利用させてもらいたいと言っているのではない。行き帰り時の人数変化によっても状況が違いうだろうし年度ごとの見直しも含めて、学校と保護者でバス利用について協議検討ができる体制が保証されていることを具体的に示して欲しい。

（事務局）毎年度、生徒状況も変わり、それに応じて生徒通学に係る具体事例も変わってくる。この協議提案としては、28年4月1日開校時のものであり、それ以降の状況変化への対応は、なお書きや、但し書きにより、対応していくということで、ご理解をお願いします。

（議長）遠距離通学対策について、すべてについて対策が出来得るかどうか、現時点で、協議を進めるうえで不明瞭なところがある。28年4月開校時、現在の小学校区内の全地区が徒歩通学としてこの協議案が提案されている校区もあるが、徒歩通学時の危険回避、将来の児童数変化も同じことがいえるでしょう。また、数年後の道路改良状況や歩道整備が進んだときに、バス利用から徒歩通学に切り替わるときの検討のこともあるでしょう。教委事務局としても、そのあたりも含めて、回答としては含みを持たせているということではないかと思います。先ほど、事務局へ個々の事例について具体的な回答を希望されている小学校PTAもあったが、他の地区も含めて広く意見をいただく必要もあるため、少し待っていただけますか。（小学校PTA はい）

（委員）市としては国の法令もあり一定の距離基準があるでしょう。協議原案ではバス運行対象でない地区について、一宮北地区協議会として総合的に考えて全員が認めたら、遠距離通学対策を実施する地区とならないのでしょうか。協議会は学校規模適性化を実施するために設置していることもあり、そこに解決の糸口は見いだせないか。協議原案ではバス運行対象となっていない地区では、最近の何年間かは、通学時には県道に歩道が確保されている場所まで、親が協力して自動車で送迎してもらい途中から歩いて登下校している。一宮北小になると、その地区も徒歩通学が可能な距離となってくるが、学校区や通学路が新しくなり児童にとっても不安が大きいだらう。その辺り考えて、改善点はみだせないか。また、確かに先ほど委員から指摘があった横断歩道は中学生通学でも危険なところであり、小学生の徒歩通学にあたり、低学年のことも含め地元が不安視されるのも当然のことであろう。28年4月1日の開校にむけて何らかの解決の糸口は無いかと思う。

(議長) 大事なことであるし、他の小学校区からのご意見もお願いします。

(委員) 私の校区では、本来なら、通学距離 4km 以内で徒歩通学の地区が、協議提案では、遠距離通学対策の地区となっている。この地区の現在の最高学年は 5 年生で、この子たちは、学年別の児童数のこともあり、3 年生の時から最高学年であった。そのため、登校は保護者が学校まで低学年児童や幼稚園児も引き連れ、途中迎いの校長先生に出会うまで一緒について行って登校させていた。国道 429 号線も県道 6 号線も道幅狭く低学年だけ、また少ない人数で徒歩通学をすることに大いに不安があります。基準は設けないといけないと思うが、子どもが安全に歩けるかどうかは徒歩通学の一番の基本線です。道路状況や学年別児童数も毎年変わることもあり、将来的にも、毎年ごとに、PTA とも協議を願い、例えばこのカーブまでは徒歩とか細かな対策をお願いしたい。広い校区になるので、その年度に応じて臨機応変に通学方法の対応ができる協議体制や通学基準をお願いしたい。

(議長) 他の委員からも意見をどうぞ

(委員) 私の校区では下校時の児童数について、現在は、学校配慮もあり、全校児童と一緒に下校できる体制を取ってもらっており、それは新校でも同じだろうと思って話をしているし、一宮北小でも、地区として全員で登下校するのなら徒歩通学を頑張ってみようかなと思っている。ただ、下校時が高学年と低学年が別々ならば、集団下校ができないので不安を覚える。下校のみバス利用できないのか教えていただきたい。

また、先ほどから指摘している横断歩道については啓発看板とカーブミラーは確実に設置してほしいし、設置を要望したけどダメだったでは困ります。私も自動車利用していますが、非常に横断者を見つけにくい横断歩道であり、児童が横断することを知らない運転手さんなら、なおさらわかりにくいと思います。そして、協議提案の文書に、3 の項目で、「スクールバスの乗降場所等は、」を「スクールバスの地区、乗降場所等は、」に修正をお願いしたいと思います。また、下校時の児童数状況も不明なので、下校時のバス利用も含めて安全に下校できる体制を検討いただけたらと思います。

(議長) 各地区の遠距離対策の条件等の細かな話にも及んでおり、協議会としては、基本的な決定をする必要もあり、通学対策の細部にわたる要請について事務局へ回答を求めるとなると、協議会として基本的事項が決定できない可能性もあります。とりあえず、バス通学とする地区を協議会として原案に同意できるのかどうか、まだ発言

されていない委員から条件があれば提案や質問をいただきたいと思います。

(委員)協議会なので、協議の結果としては一定の線引きも必要だろうと思いますが、遠距離通学対策を協議いただいた部会長にお聞きしたい。小原・溝谷、阿舍利は遠距離対策の対象地となっているが、同じ校区内の他地区は、その検討の有無も含め、協議提案や資料にはその記述が無いが、どのような検討をされたのか教えていただきたい。また、一宮北小学校から同じ校区内で、徒歩で最も遠いところは何 km あるのでしょうか。一宮北小が同じ校区の中にあり、距離もあまり変わらないから検討が無かったのではとしたりもするし、歩道整備された道路もあまり無く道路拡張の工事予定も近日には無いとも思う。校区内で遠いところは 3km を越えるし、その道中の安全が確保されているといえるのか。現在の 3 小学校は長い歴史から多くの児童が歩いて登校していたし、それについて、保護者の理解もあった。一宮北小学校の遠距離通学対策の基準となる、安全なる道路環境の確保という点では、3km を超える距離にある北部の道路のほうが、この基準から言うと危険性が高いのではないかと地域住民としては思うだろう。雪が降れば道路はもっと狭くなり歩くところも無くなるし、校区内の他地区でも心配なことは多いと思う。4km 近くある地区について、今日の説明では全く触れておられず、部会協議の経過も資料では見えてこないなので、経過等教えていただきたいと思います。

(小学校長)小原・溝谷、阿舍利と同じ校区では、徒歩では、3.5 km の地区、3.2km の地区が距離的に最長になると思います。

(議長)部会での協議経過について部会長から説明いただけますか。

(総務部会長)現在の小学校区のすべての地区が徒歩通学だからという理由で、一宮北小学校の遠距離通学対策の検討において、安易に徒歩通学の地区として判断をしたわけではありません。現在の校区ではなくて、一地区ごとに距離や地形等含め総合的に考えながら検討させていただいた。三方も含めて下三方や繁盛でも、地区ごとにいろいろな意見が交わされ検討がなされ、結果的に、三方では西公文の小原・溝谷・河原田の阿舎利の 3 か所以外は徒歩通学とさせていただいた。三方小校区だからといって、安易に徒歩通学の地区としたことはないことをご理解いただきたいと思います。

(委員)部会で個々に検討いただいているなら結構です。校区で 4km 近くある地区より、他校区で距離が短い地区があっても、交通状況、車両数、スピード等の問題も含めて検討していかなければならないし、また、単純に車の量が少ないから徒歩通学

だと安易に決めておられないだろうとも思った。徒歩についてもパトロール隊の配置の検討なども協議会で検討いただきたいとも思います。

（議長）一部の地区が、協議提案として遠距離通学対策の区域でないことについて、P T Aの委員の意見はどうでしょうか。

（委員）確かに、距離についていうなれば、遠い距離でも徒歩通学となっている地区があるという、先ほどの委員のご意見もその通りだと思う。ただ、平成21年度からの学校規模適性化計画の説明時から、保護者へ遠距離通学対策が自治会によって違うという説明が無いなかで、協議会の遠距離通学対策として、急に線引きされるようになったと感じる。小学校創立から140年の歴史の中、昔から徒歩通学であり地域の見守りも続いてきたケースと、今回の学校規模適性化で校区が新しくなり、児童が不安を抱えて学校登校が始まるころでは状況も違う。低学年から高学年までが集団登下校できる時と、低学年が少数で下校するなど、一概に登下校もひとくくりにはできない。一宮北小校区全体で見守りのことも含めて考えないといけないことだが、P T Aの委員として、できれば通学距離だけにこだわらない配慮を検討いただきたいと思います。

（議長）これから先、将来の児童数の減少も含めて、下校時の児童集団について安全に下校できる状態について、P T A、学校、教育委員会で連携を取りながら確認いただく事項だと思います。他の小学校P T Aの委員からの意見はどうですか。

（委員）私の校区では、昔から徒歩通学の歴史もあったし、一宮北小学校の遠距離通学対策の協議において、児童の体力の向上に徒歩通学も良いと思っているし、遠距離通学対策の地区としてほしいという話も上がらなかった。ただ、確かに、通学に3.5kmほどあり歩道も無い状態で、冬の積雪時の自動車通行が児童登校にとって危険と思われることもあった。ただ、遠距離通学対策として、朝は地域の方が各要所に立っていただいたり、低学年下校時は、先生の付き添いや地域の見守りもあり、今まであまり心配もなかったが、将来、新たにバス利用の検討をする場合には、保護者にアンケートでも行うなど、保護者の気持ちも聞いてみたいとも思う。

（議長）他の小学校P T Aの方からの意見はどうですか。

（委員）私の校区では、すべての地区が現時点では遠距離通学の対象となっており問題は特に無いが、確かに、他校区で一部徒歩通学となる地区で、低学年の少人数下校を不安とされるP T A意見を聞くとそれも理解できます。先ほどの事務局説明で、登下校時の児童状況も含めて見直すことを含むという説明であったが、協議提案の文言

では、バス乗降場所だけにかかっているのではないかと思うので、距離に関わらず見直せるという意味での文言が入れば、その不安も解消されてくるのではないかと思います。

(議長) 他に意見はありませんか。

(委員) 山間部に小学校も位置しており、ほとんど歩道も未整備な道路状況でもあることも考慮し、また、一宮北小学校の集団下校の体制もまだ決まっていない状況でもあり、1年生だけで徒歩で下校できる道路環境でも無いとも思います。できれば4km基準は撤廃してほしいぐらいだが、スクールバスの利用については、毎年自治会やPTA等で協議して見直すといった簡単な文言でもって検討されてはいかがかなとも思います。

(議長) 事務局からは、協議提案の説明時に遠距離通学対策は市としては徒歩通学4kmという一定の基準を維持しつつも、様々な状況も考えられるのでその都度考えていきましょうという説明も既にされており、先ほどからのPTAの委員からのご意見についても、将来の遠距離通学対策の対応も想定しておられるとは思うが、事務局から説明ありますか。

(事務局) 市で4kmという基準は要綱等で定めていないというご指摘はその通りだが、国の法令等から一定の距離基準を政策決定しており、協議提案としては、通学距離に関する文言を記入せずに、「地勢等に応じて遠距離通学対策を変更する」と修正提案することは、市としても距離基準の原則を持っていることもあり難しいと思います。既に説明もしていますが、通学距離基準の原則を持ちつつ、地形、道路状況に応じて対策を見直すことは事務局としても承知しており、現在、提案の第11号協議に通学距離4km未満の地区が遠距離通学対策の対象となっていることから、4km未満の地区も遠距離通学対策として考えているということで、ご理解をいただきたいと思います。

(議長) 今の事務局説明で理解されましたか。

(委員) 但し書きのところに、委員として十分理解できないところがあります。ある一定のものを決めないといけないのはわかりますが、10年後、20年後に、将来の保護者にとって、この協議決定文書の但し書きにより、その解釈の違いが生じ、将来の協議が進まないようでは困ると思います。

(委員) 以前、ある中学校では「自転車通学の決まり」があり、それは、全校生徒が自転車通学を可としたものではなかった。最近になってから、自転車通学不可の地域

から、自転車通学地域の再考を求める要望が出されたため、中学校で調査した結果、「自転車通学の決まり」の通学可の根拠は、通学距離ではなくて自転車置き場の駐輪可能な台数を根拠として自転車通学の範囲が決まったものだと分かった。再考時には、在籍生徒数が駐輪できるスペースが十分あったため、中学校生徒は全員、自転車通学を可としたことがあった。今回の学校規模適性化一宮北地区の遠距離通学対策を4kmの距離とした制約の根拠は、何なのかを教えてください。それは、対象人数でしょうか、またはバス台数等の経済的なものなのでしょうか。

(事務局)学校設置にあたり、国の法令では通常は徒歩通学が可能な範囲を想定して、国庫負担等の経費補助については4km以内という基準を定められている。市においても、これを準用して徒歩通学については4kmを一定の基準としている。バスの台数や、遠距離通学の対象人数等から、逆算して4kmという距離設定をしたものではないことご理解いただきたいと思います。

(委員)協議提案書には、安全確保の観点からという文言の記載があるので、市では遠距離通学対策は、安全の面から4kmの設定をしているのかなど、個人的に思いましたがどう理解すれば良いですか。

(事務局)第一に通学距離が4kmあるところは、遠距離通学対策の地域としています。第二に4km未満であっても、歩道の整備が出来ていない、車の通行量などいろんな面で安全確保ができないと判断した地域は、但し書きによりスクールバスの対象地域として、協議提案をさせていただいている。

(委員)事務局説明はわかりましたが、将来、児童数が減少してバス座席も余ってくる時には、現在、対象外のところも乗車すれば良いというように解釈が変わるとすれば、遠距離通学の距離基準4kmとする説明も違ってくることになります。距離基準で決定するのであれば、4kmという距離で遠距離通学の対象地区を厳格に決めないと、細かなことで遠距離通学の対象地区か否かを検討してはキリが無いと思う。仮にですが、児童数が少なくなり、全員バス乗車の希望があり、乗車数としては可能であっても、それは対象とならないのですね。

(事務局)児童数で遠距離対策の基準を決めているのではなく、第一に、通学距離4kmを基準とさせていただいており、それ以外に、歩道整備の有無等の状況によって判断しながら、協議提案させていただいている。

(委員)基準4kmの設定理由がわからないところです。

(事務局) 国の法令で、適正な学校規模の条件として定められているのが、小学校では概ね 4km 以内として定められており、市では 4km を超えるときは、要綱はありませんが、政策決定としてスクールバス利用による通学としている。波賀地区の学校規模適性化協議会でも、約 2km 強の通学距離であっても、通学条件が悪いところはスクールバス利用可能な地区としたり、冬季積雪時に徒歩通学の安全が十分確保されない地区は、冬季のみスクールバス利用可能としている地区もある。協議文言中の遠距離通学対策の見直しも、4km としての基準は持ちながら、それ以下でも道路整備状況の変化に応じて、その都度、年度ごとに見直していくのが良いとさせていただいている。

(議長) 4km という基準は、国の法令で定められているという事務局の説明でしたが、ご理解いただけましたか。

(委員) 国の基準が 4km を引用されるのであれば、厳しいことになるが、厳格に適用されてはどうかと思う。ただし、宍粟の場合は、地域や環境も国の想定する状況と違うと思うから、この地域に応じた理由を定められれば良いと思う。国の基準を引用しながらも、校区内で地域ごとに判断するとなると各地域の思いもあり、意見がまとまらなくなると思う。

(議長) 4km という基準は第一にあり、それ以外の付帯的な条件が種々違うから、この協議会として意見を出し合い、一宮北地区として 28 年 4 月の遠距離通学対策を決めていただきたいと思います。28 年以降はその状況も違ってくると思うので、その都度、決めていきたいと思いますというのが協議提案の前提としてあると思います。そのようななか、徒歩通学ならば、絶対条件として看板やミラーを必ず整備してほしいところがあるという意見が、委員からの要望だったと思いますが、事務局は対応していただけますか。

(事務局) 看板やミラーを必ず整備しますとは言いきれないところがあります。設置場所の適地が民地の場合は所有者許可も必要でもあり、今日の段階では、必ずと言いきえることは難しいということもご理解をいただきたい。ただ、教育委員会として設置に向け強く要望していくことはお約束します。

(議長) 例えば、低学年しか在籍しない、1 年生しか在籍しないこともあるかもしれない。この但し書きで見直すという文面には、その意も含まれているのでしょうか。

(委員) 運行地区、乗降場所等との記載があるが、その意は含まれているのだろうか。

(委員) 先ほどからの議論の始まりは、協議原案ではスクールバスの対象ではない地

区が状況の変化に応じて、スクールバスに乗れるか否かだったと思うが、それについてはどうでしょうか。児童状況によっては、乗せてもらいたいというPTAの委員からの意見だったと私は理解しましたが・・・。

(委員) 部会協議結果を元にした協議原案では、市の4kmという基準や歩道整備の状況から、小学校区全体としては遠距離通学対策とならないという結果だったので、協議原案ではスクールバスの対象ではない地区の保護者とも相談を行い、下校時の低学年だけで徒歩下校は心配があるので、その時は協議して通学できる体制は取ってほしいと述べさせてもらった。

(議長) 小学校PTAとしては、校区のなかで、一部、徒歩通学の地区があることは了承されるのですね。ただ下校時はいろんなケースが考えられるので、その時は、バス利用について対象とする、しないということではなく、下校できる体制を検討してほしいということですか。

(委員) 専門部会協議も含めて、事前に届いた協議会の検討資料によって地元で説明した時に、小学校区全体としては遠距離通学対策を以前からそのつもりであったのに、なぜバス通学ではないのかと地元の保護者から委員である私に質問もされ、検討資料に記載してある市の距離基準4kmや、他の地区では歩道が未整備のなか、近くまでは歩道整備がされていること、一宮北小学校と現在の小学校の通学距離の比較をすると短い距離になることから、徒歩通学も可能ではないかと私からも地元で説明させていただいた。ただ、地元の保護者から出た意見は、先ほどから指摘している横断歩道付近は、過去に子どもさんが交通事故で亡くなるという痛ましいことが2件あった。これは地域全員にとって忘れられないこと、心痛めていることであり、その横断歩道に隣接する二つの自治会ともに同じ気持ちだと思います。

指摘している横断歩道の利用者にとって、接近してくる車両が見えにくいためか、地元の高齢者はその横断歩道を使わずに、横断しても歩道があえて無いガソリンスタンド前の別の横断歩道を利用しているのは、その横断歩道が利用者にとって危ないからだと思う。小学校保護者にすれば、歩道未整備の横断歩道よりも歩道をできるだけ歩かせてから横断歩道で横断させてやりたいと思うし、カーブミラーの設置で接近車両が確実に見えれば、安全な横断歩道の利用について交通教育もできるので、カーブミラーの設置の要望を先ほどから行っています。

また、一宮北小学校の下校時間が低学年だけ違うとは思っていなかったのも、地元



での保護者説明会でも、いつも全校児童がそろって集団下校できるものとして、説明も行い各保護者もそう思っていた。低学年の下校時間が上級生と違うとなれば、さらに、保護者の不安は増すと思う。ミラー設置を確約いただけない回答では保護者への徒歩通学の理解をいただくための、委員としての説明力も弱くなってくる。28年度下校時には6年生2人、3年生2人、1年生2人が、あの横断歩道を利用して下校することはとても危ないと思う。今までの生活でも、大人と一緒にわたるように教えてきたし、子どもだけで渡らせたことも教えたこともありません。また、低学年だけでカーブミラーも無い横断歩道を児童だけで渡らせるという感覚も無いし、怖いと感じます。保護者や大人も仕事の都合もあり、一緒に横断することもできず。下校時だけでもスクールバスの利用ができないかという思いや、横断歩道に啓発看板やカーブミラー設置を強く求めるのはそういう背景があります。

自転車利用の中学生が渡る歩道でもあり、旧小学校区を超えて児童や地域の交流も盛んになると思うが、それを安全面が十分といえない横断歩道を利用して交流を続けるようになることに大変不安があり、学校規模適性化にあたり通学路の安全確保の向上を求めるのは自然なことだと思います。

下校時のバス利用については、将来、話し合う余地があるということが分かるように、協議提案文に「地区や状況に応じて」という文言を入れていただければ、保護者にもゆとりを持って説明もでき保護者も安心できると思うので、お願いしたいと思います。

(議長) 今の委員からのご意見に対して事務局はどうですか。

(事務局) 協議提案中の但し書きやなお書き以下の文面について、保護者や地域の思いも含めながら、事務局としても提案させていただいることで理解いただきたいと思っています。また、最初の説明時に、高学年と低学年の下校が違う時刻だろうと説明したが、それは市内の他の小学校では下校時刻が違う例もあり、一宮北小学校の一週間の時程表が決まっていない現時点で、仮定とした下校時の話をしたため混乱させてしまったかもしれないという点は申し訳ありませんでした。提案のただし書きやなお書きについては部会でも相談いただいた結果であり、また、下校時刻も時程表が決まってくるなか、他校区では高学年と低学年が別々に下校することがあったということでご理解をいただきたい。

(議長) 今の事務局からの説明でご理解いただけますか。

(委員) 市内の他の小学校で、低学年だけで下校の例があるということは、その対策が必要かと思えます。提案文書の中に、乗降場所等とだけ記載があるので、そこに地区という言葉を追加いただきたいだけです。現在の校区内で一部徒歩通学となる保護者からは、29年度以降は4年生が最上級生という現実があり、その時にはスクールバスの利用について話し合いの場が持てるようにしてほしいといわれており、それが協議提案文書に記載されると保護者の方も安心されるかなと思う。他地区でも同じく安心されると思います。文言追加は譲れないなと思っています。カーブミラーの設置は別の話になりますが・・・。

(議長) 委員から出ていた「地区」という文言を入れることについて、事務局から報告と提案をお願いします。

(事務局) 協議第11号「遠距離通学対策について」の提案文言中、3の項目について、「運行地区、」を追加して、以下の通り修正して再提案します。修正後の文言は、「3. スクールバスの運行地区、乗降場所等は学校・保護者の協議により決定する。なお、児童の状況に応じて年度ごとに見直すものとする。」とします。

(議長) 協議第11号について、事務局から修正提案がありました。質疑ありませんが。

(委員) 保護者が、スクールバスの利用について相談したい時は、学校に相談すればよろしいですか。

(議長) 保護者が学校に相談されると、学校は教育委員会事務局と連絡しつつ、学校では保護者と相談されると思いますが、校長先生その理解でよろしいか。(学校長 はい) 他地区でもバスの利用について同じようなことが想定され、通学状況も異なると思うので、その時は保護者は学校と相談し、学校は教育委員会に連絡して、学校から保護者に報告または決定とする事が出てくると思います。

(委員) わかりました。

(委員) スクールバスの運行が決定しましたが、全部でスクールバスが何台運行となり、ルート等も含めて、わかる範囲で教えていただきたい。

(事務局) 現時点では、繁盛、下三方の2方向から予定し、繁盛からは地理的なことから29人乗りマクロバス2台で、黒原と倉床を始発とするルートを検討中です。下三方からは、深河谷から国道429号を上がってくるルートを検討中であり、下三方の車両サイズは中型バス45人乗りまたはマイクロバス29人乗り2台を検討中です。中学校付近のルートは、繁盛、下三方方面ともに、井ノ田橋経由でセンター三方そばを通

過し周回したあと学校正門からの入校を検討しています。下校時も入校時の逆のルートで検討しています。

(委員) わかりました。

(議長) それでは、協議第 11 号「遠距離通学対策について」、修正提案のとおりと協議決定してよろしいか。委員の皆さん異議ありませんか。

《委員から異議ありの声なし》

《修正提案のもの》

**協議第 11 号**

遠距離通学対策について

遠距離通学対策について提出する。

平成 27 年 8 月 5 日 提出

学校規模適正化 一宮北地区協議会

会 長

平成 28 年 4 月 1 日開校の学校に通学する児童の遠距離通学対策は次のとおりとする。

1. 校区における遠距離通学対策は、原則としてスクールバスの運行とする。
2. 遠距離通学区域の対象地区は、原則として楽里、深河谷、生栖、西深、福知、西公文《小原、溝谷とする》、河原田《阿舍利とする》、千町、草木、黒原、井内、倉床、横山、上岸田、百千家満とする。

ただし、児童の通学距離が 4km 未満の遠距離通学区域の対象地区においては、道路拡張等により、安全な歩道幅が確保された場合は、その通学にかかる状況に応じて、見直すものとする。

3. スクールバスの運行地区、乗降車場所等は学校・保護者の協議により決定する。なお、児童の状況に応じて年度ごとに見直すものとする。

**【提出理由】**

記載省略（協議会における当初提案と同じ提出理由のため）

(議長) 異議の声が無く、おおむね賛成と判断しましたので、これで決定とします。

今後の予定を事務局から説明願います

(事務局) 今後はスクールバス車両の検討に入ります。そして、運行ダイヤは学校と相談させていただきながら、決めていきたと思っています。ダイヤ決定後は、3 学期になると思いますが、バス運行の時刻表等について学校を通じて保護者に連絡させていただきたいと思っています。以上です。

#### 4. 報告事項

(議長) 事務局から報告をお願いします。

○校歌の制作状況について

(事務局) 校歌作成の委託業者が決定したので報告させていただきます。委託業者は大阪府箕面市に所在を置く会社です。この会社は、近年、宋栗市内の小学校、佐用町、県内全国での学校歌、社歌の作成実績も多数あるなど、校歌作成に長けた業者といえます。委託金額は810,000円で、契約期間は7月24日から11月30日までとしており、途中、歌詞に曲調がついて複数の楽曲ができましたら、協議会での試聴によって方針を決めていただき、校歌完成をめざしていきます。

○専門部会活動について

(事務局) 5つの専門部会について取組状況を報告させていただきます。事務局と学校長から《庶務・経理部会》《図書部会》《PTA・地域部会》《教務部会》《児童指導・保健体育部会》について報告をします。

《庶務経理部会》 事務局報告

これまでに3回の部会を開催され、8月20日をめどに、市教委へ移転備品リストや購入する教材備品リストの提出予定。夏季休業を中心に第2回目の廃棄備品の整理中です。また、第4回部会を8月下旬を開催し新校舎の備品購入選定会議を開催する予定です。

《図書部会》 事務局報告

これまでに、図書の整理・種類別シールの貼付が終了しています。1月から2月にかけて最終点検を実施し、移動する図書、廃棄する図書の仕分けを行う予定です。

《PTA・地域部会》 事務局報告

6月22日に第1回PTA地域部会を開催し、現在のPTA組織や規約等を確認いただいています。今後、PTA・地域部会職員部会において、新小学校のPTA規約の原案を検討し、9月末に第2回PTA地域部会を開催し、教職員部会作成の原案について、検討修正を進めていただく予定です。

#### 《教務部会》 部会長報告

6月30日に、第1回3校全体交流会を実施し、3小学校の全児童が三方小学校に集まって交流会を開催しました。初めに全体会を行い各校の校歌を披露したり、そのあとゲームをしたり、給食も一緒に食べたりして楽しい1日を過ごしました。後日の児童アンケートの結果でも楽しい良好な様子がうかがわれました。9月29日に第2回3校全体交流会を、内容等工夫しながら実施予定です。

#### 《児童指導・保健体育部会》 部会長報告

7月6日に第1回、8月5日に第2回の教職員部会を開催し、一宮北小学校の制服についての協議、生活の決まりや約束、見守り隊の活動状況募集等について話を進めています。特に、新制服は一宮北地区の衣料品組合代表者とも連絡をとり、新制服のサンプル等を取り寄せながら決めているところです。8月21日に第3回の教職員部会を開催し、教職員部会としての原案をまとめたいと思っており、9月以降に部会の地域委員、PTA役員代表の方に集まっていただき、教職員原案等を提示しながら相談を進めていく予定です。

#### ○学校施設・設備について

(事務局) 一宮北小学校建設業者が決定したので報告します。業者は宍粟市山崎町内の会社で、8月4日には起工式が行われました。この間、三方町自治会長の協力を得て地元説明会も開催し、また、中学校の仮設部室も夏休み前には設置が完了し、中学校生徒さんに道具の運搬移転も手伝ってもらいました。今後、生徒の授業や行事に支障が無いように、毎週、工程会議を開催し、学校の先生方とも十分に相談しながら校舎建設を進めさせていただきたいと思っています。工期は来年3月30日としているが、これは外構工事を含んだものであり、校舎については3月初中旬に完成し、業者から引き渡しを受け、4月開校に向けゆとりを持って進めていきたいと考えています。以上です。

(議長) 3点の項目について報告いただきましたが、何か質問ありますか。

《委員から質問なし》

(議長) その他にうつります。

## 5. その他

(事務局) 次回協議会は専門部会の取組状況もあるので、事務局では、9月下旬頃の開催を検討させていただいています。また、事前の正副会長会終了後、各委員にご案内させていただきます。

本日協議決定いただいた、「遠距離通学対策について」は、協議会だよりの発行によって地域にお知らせさせていただく予定です。なお、発行にあたっては、事務局で原案作成後、正副会長に確認いただいた後、発行させていただきたいと思っています。

## 6. 閉会

(副会長) 本日は、お仕事でお疲れのところ、熱心な協議をいただきありがとうございました。今後も協議事項がまだまだ残っておりますので、よろしくお願ひします。時間も遅くなっていますので、お帰りの際は、十分気をつけてお帰りください。これを持ちまして第10回協議会を閉会させていただきます。ありがとうございました。

21時46分閉会

#### 第 10 回協議会出席者

- ・ 福原会長（繁盛小学校区選出） ・ 小林國男副会長（下三方地区連合自治会長）
- ・ 村上副会長（26 年度下三方小学校 PTA 会長）
- ・ 田中副会長（三方小学校区選出） ・ 西村副会長（繁盛小学校区選出）
- ・ 世良委員（下三方地区連合自治会副会長） ・ 飯田委員（下三方小学校 PTA 会長）
- ・ 谷口浩二委員（下三方小 PTA 副会長） ・ 谷口真寛委員（下三方小保護者代表）
- ・ 中西委員（下三方小保護者代表） ・ 田中委員（三方地区連合自治会会長）
- ・ 大上委員（三方地区連合自治会副会長）
- ・ 小椋委員（三方小学校 PTA 会長）
- ・ 森委員（三方小学校保護者代表） ・ 秋田委員（26 年度三方小学校 PTA 会長）
- ・ 梶浦委員（繁盛地区連合自治会会長） ・ 薄木委員（繁盛地区連合自治会副会長）
- ・ 朱山委員（繁盛地区連合自治会代表）
- ・ 山本委員（繁盛小学校 PTA 会長） ・ 伊藤委員（繁盛小学校 PTA 副会長）
- ・ 藤原委員（26 年度繁盛小学校 PTA 会長） ・ 田路委員（繁盛小保護者代表）
- ・ 進藤委員（三方小学校区選出） ・ 細川委員（下三方小学校区選出）
- ・ 小林憲夫委員（繁盛小学校区選出）
- ・ 阪根委員（一宮北中学校 PTA 会長） ・ 田下委員（一宮北中保護者代表）
- ・ 秋武委員（一宮北中学校 PTA 副会長） ・ 喜多委員（一宮北中学校長）
- ・ 下川委員（下三方小学校長） ・ 久保委員（三方小学校長）
- ・ 中尾委員（繁盛小学校長）

#### 特別出席者

- ・ 落岩一宮市民局長

#### 事務局

- ・ 藤原教育部長、椴谷教育部次長  
澤田教育総務課長、志水学校教育課副課長  
橋本教育総務課副課長